

# 事務所通信

平成25年夏号

こんにちは、立川です。  
いつもありがとうございます。

先日、お客様の遺言の証人として、公証役場に行きました。  
弁護士の先生と、私と二人が証人として、公証人の前で署名押印を致しました。

遺言書の形式には、

- ① 自筆証書遺言
- ② 公正証書遺言
- ③ 秘密証書遺言 の3通りがあります。

当事務所では、お客様に公正証書遺言をおすすめしています。なぜなら、検認が不要で、なおかつ保管が確実であり、改ざんされることがないからです。

(検認とは、相続人に対し遺言の存在及びその内容を知らせるとともに、遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名など検認の日現在における遺言書の内容を明確にして遺言書の偽造・変造を防止するための手続です。相続人が裁判所に所定の手続きで申し立てて、行なう手続です。)

その反面、公正証書遺言は、公証人に支払う手数料などのコストがかかります。そして証人2人が必要です。このようなデメリットもあります。

しかし、遺言書を公証人がお客様と証人2人の前で読み上げ、お客様の承諾のうえで、お客様（遺言者です）、証人2人、公証人が署名押印します。ですから公正証書遺言は、安全で確実であるというメリットがあります。

当事務所では、遺言を書いておきたい、というお客様のご相談があります。

そして、公正証書遺言にしたいというご相談のときは、必ず弁護士の先生をご紹介差し上げております。

このような時にも、まず、当事務所にご相談くださいませ。

お客様のお役にたてることであれば、私、立川が証人となるなど、誠意をもって、ご対応させていただきます。

さて、話題は変わります。

平成25年度の税制改正で、「**教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置**」が制定されました。

この制度は、両親や祖父母が、子や孫に教育資金の贈与をしたとき、1,500万円までを非課税とする制度です。

当初は、信託銀行のみが取り扱っていましたが、その後一部の地方銀行、現在では、いわゆるメガバンクでも取り扱っています。

非課税となる教育資金とは、

- ・ 幼稚園、保育園の入園料や保育料
- ・ 小学校から大学院の入学試験受験料、入学金、授業料
- ・ 学習塾や習い事の入会金、月謝
- ・ 小学校から高校の部活動の費用
- ・ 大学の部活動の指導者への月謝や施設使用料
- ・ 学校の寮費

です。

これに対して、非課税とならない教育資金とは、

- ・ 大学の下宿代
- ・ 留学の渡航費や滞在費
- ・ 学習塾のテキストを一般書店で購入した場合

などです。

そして、これらの非課税となる教育資金を支払のつど、領収書を金融機関に提出して、はじめて「贈与税の非課税」として取り扱われます。

**この制度で、「祖父母」から「孫」への教育資金の贈与は、「祖父母」の相続税の節税につながります。**教育資金を贈与した時点で、その贈与した金額には、相続税の課税対象とされないからです。

そして、将来の相続人である「子」が、その教育資金分を、将来の相続税の納税資金として蓄えておくというメリットにつながります。

このような理由から、関心を持つ方が多くなってきています。

新聞報道では、「祖父母」の老後の生活資金も必要であることから、500万円程度の教育資金の贈与が多く実行されているとのこと。

ただ、受贈者が30歳になった時に、贈与を受けた教育資金が残っている場合には、その30歳の時点で、残額に対して贈与税が課税される点に、注意が必要です。

今回最後に、「**中小企業倒産防止共済制度**」について、ご説明させていただきます。

中小企業倒産防止共済制度は、「独立行政法人 中小企業基盤整備機構」が運営をしています。この法人は、国から全額出資を受けています。

そして、取引先の企業が倒産し、売掛金が回収不能となった場合に、借入をすることができる制度です。

この場合に、つまり、取引先の企業が倒産してしまった場合に、借入をすることができる金額は、掛金総額の10倍です。

ただし、借入金には利息はかかりませんが、借入をした金額に応じて、掛金総額の残高が減少することとなります。

加入できる企業は、1年以上事業をおこなっている中小企業者です。

具体的にみていきます。

御社が、この制度に加入して、倒産防止掛金を合計120万円掛けたとします。

そしてこの時に、取引先の倒産により、売掛金1,500万円が回収できなかったとします。

この場合、この制度を利用して、1,200万円まで借りることができます。

しかし、借入利息はかからないものの、掛金総額から、120万円が控除され、この時点で、掛金総額の残高は「ゼロ」になってしまうのです。

ですから、実質的な借入金利は10%であるといえます。

しかし、取引先が倒産をして売掛金が明らかに回収できないときに、すぐに、金融機関から融資を受けることが困難であると予想されます。

このように、中小企業倒産防止共済制度は、本当に「万が一」のときのためのものです。

また、取引先に倒産がなくても、急に資金が必要となった場合、一定の範囲内で一時的に「独立行政法人 中小企業基盤整備機構」から借入れをすることができます。

この制度で、「中小企業倒産防止共済掛金」は、最高で月額20万円、一企業累計で、800万円まで掛けることができます。

つぎに、「**中小企業倒産防止共済掛金**」の税務上の扱いです。

**法人は、支払時に経費です。**

**個人事業は、事業所得の場合には、支払時に経費となります。**

ところで、この制度に加入して、40か月以上経過すると、解約しても、掛金総額が全額戻ってきます。

ただし、掛金が戻ってきたときには、法人であっても、個人事業の事業所得であっても「雑収入」として収入に計上することとなります。

**最後に、この制度の最大のメリットは、節税に利用できることです。**

御社が、8月決算であるとします。

8月25日に、平成25年8月分から平成26年7月分までの**1年分の前払い**をします。そうすると、合計240万円が、支払時に全額経費処理できるのです。

現実問題として、金融機関の口座振替を利用しますので、7月の上旬に金融機関に出向き、所定の手続きをとることが必要です。

御社で、まだ、「中小企業倒産防止共済制度」に加入していないのであれば、是非、ご検討くださいませ。

( 代 表 立 川 勝 一 )